

(別紙 1)

土質区分基準

発生土の土質区分は、原則としてコーン指数と日本統一土質分類を指標とし、以下に示す土質区分基準によるものとする。

なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

区 分 (建設省令)	土質区分	コーン 指数 qc *3)	日本統一土質分類		備 考 *2)	
			中分類	土 質	含水比(地山) Wn(%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種発生土	—	{G}	礫	—	・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、建設省令の1ランク下の区分とする。  ・水中掘削等による場合は、建設省令の2ランク下の区分とする。
	第1種改良土		(改良土) *6)		—	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種発生土	8 以上	{GF}	礫質土	—	
	第2b種発生土		{SF}	砂質土(Fc=15~25%)	—	
	第2c種発生土			砂質土(Fc=25~50%)	30%程度以下	
	第2種改良土		(改良土)		—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種発生土	4 以上	{SF}	砂質土(Fc=25~50%)	30~50%程度	
	第3b種発生土		{M}、{C}	シルト、粘性土	40%程度以下	
	第3種改良土		{V}	火山灰質粘性土	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの) 第3種発生土を除く	第4a種発生土	おおむね 2 以上	{SF}	砂質土(Fc=25~50%)	—	
	第4b種発生土		{M}、{C}	シルト、粘性土	40~80%程度	
	第4種改良土		{V}	火山灰質粘性土	—	
			{O}	有機質土	40~80%程度	
(泥土) *1) (浚渫土のうちおおむねqc2以下のもの及び建設汚泥)	泥土 a	おおむね 2 以下	{SF}	砂質土(Fc=25~50%)	—	
	泥土 b		{M}、{C}	シルト、粘性土	80%程度以上	
			{V}	火山灰質粘性土	—	
	泥土 c		{Pt}	高有機質土	—	

\*1) 泥土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。

\*2) 計画段階(掘削前)において土質区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な資料を得られない場合には、日本統一土質分類と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の土質区分を選定し、掘削後、所定の方法でコーン指数を測定して、土質区分を決定する。

\*3) 所定の方法でモールドに締め付けた試料に対し、ポータブルコーンペネトロメータで測定したコーン指数。

\*4) 表中の第1~4種改良土は、土(泥土を含む)に改良材を混合し、化学的に性状を改良したものである。

例えば、第3種改良土は、第4種発生土または泥土を安定処理し、コーン指数4以上の性状に改良したものである。

\*5) 含水比低下、粒度調整など物理的な処理を行った場合には、処理後の性状で再度判定し、改良土としてではなく、発生土として土質区分を判定する。

\*6) 第1種改良土は、礫、砂状を呈するもの。